

市第91号議案

横浜市青少年野外活動センターの指定管理者の指定

次のように横浜市青少年野外活動センターの指定管理者を指定する。

平成22年12月 3 日提出

横浜市長 林 文子

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市三ツ沢公園青少年野外活動センター、横浜市こども自然公園青少年野外活動センター及び横浜市くろがね青少年野外活動センター	中区尾上町 6 丁目81番地	財団法人横浜市体育協会 会長 山 口 宏	平成23年 4 月 1 日から平成28年 3 月31日まで

提 案 理 由

横浜市三ツ沢公園青少年野外活動センター等の指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

参 考

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2（第1項から第5項まで省略）

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第7項から第11項まで省略）